

受付期間 4月1日(火)～10日(木) 中京郵便局必着

令和7年4月

# 市営住宅入居者公募案内

今回の募集は、

【一般選考】 一般住宅・単身者向け住宅・親子ペア住宅・多家族向け住宅・特別空き家住宅

【優先選考】 子育て世帯優先選考(一般住宅)・多回数落選者優先選考(一般住宅・単身者向け住宅)への入居者を募るものです。

※今回の募集とは別に、5月に特定目的住宅の募集を行います。

- ・DV被害者優先選考…京都市文化市民局共生社会推進室男女共同参画推進担当窓口での受付
- ・犯罪被害者優先選考…京都市文化市民局くらし安全推進課所管窓口での受付

(注) 市営住宅は、中古住宅です。修繕・クリーニング済ですが、染み、変色など残っているものがあります。

●この冊子は、令和7年6月末まで、捨てずに保存してください。

## 目次

① 申込方法	1	⑨ 募集する住宅の一覧	22
② 申込みから入居までの流れ	2	⑩ 募集する住宅の位置図	31
③ 申込資格	3	⑪ 選考方法	33
④ 申込みに当たっての注意	7	⑫ 入居手続	34
⑤ 申込書の記入例	9	⑬ 入居に際しての注意	35
⑥ 申し込む際の収入(所得)とは	14	⑭ 入居後の家賃・収入申告	36
⑦ 収入金額の記入例	15	⑮ 令和7年度の募集予定	37
⑧ 世帯の収入額の計算方法	19	⑯ 抽選会場等の位置図	38

## 問合せ先



安心のすまいを信頼とともに

**京都市住宅供給公社**

〒602-0872 京都市上京区中町通丸太町下る駒之町561-10  
TEL. 075-223-2142 <http://www.kyoto-jkousha.or.jp/shiei/Index.html>

業務課 公募担当  
(本社1階)



ファミリー向け住戸の随时公募受付中

# 1

# 申込方法



次の順にしたがって、内容を確認のうえ、中京郵便局へ郵送してください。

## (1) 申込資格を確認してください。



- 3~6ページ「③ 申込資格」
- 7ページ「④ 申込みに当たっての注意」
- 14ページ「⑥ 申し込む際の収入（所得）とは」

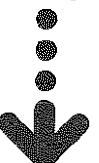
## (2) 申込団地を1つ選んでください。



- 22~29ページ「⑨ 募集する住宅の一覧」  
申込みは、1世帯につき1申込区分に限ります。  
ただし、親子ペア住宅・多家族向け住宅・特別空き家住宅・子育て世帯優先選考・多回数落選者優先選考にお申し込みの方は、一般選考の一般住宅にも申し込むことができます。  
また、特別空き家住宅（単身者向け）・多回数落選者優先選考（単身者向け）にお申し込みの方は、一般選考の単身者向け住宅にも申し込むことができます。その場合、申込書は別々に作成してください。

なお、親子ペア住宅に申し込みされる方は、申込書を2通（それぞれの世帯に1通）作成していただき、1つの封筒に入れて郵送してください。

## (3) 申込書を作成してください。



- 9~12ページ「⑤ 申込書の記入例」
- 15~18ページ「⑦ 収入金額の記入例」  
申込書は、橙線の枠内すべてに記入漏れのないよう作成してください（裏面も忘れずに記入してください。）。

## (4) 申込書を郵送してください。

申込専用封筒に次の書類を入れ、下記の受付期間内に、中京郵便局へ郵送してください。  
(申込専用封筒以外での受付はできません。)

①所定の申込書

②前回までの抽選番号通知書（A・B・E区分のみのはがき）（同封されない場合は申込回数の加算は行いません。）

注1) 京都市住宅供給公社へ持参されても、受付はできません。

注2) 受付した書類の返却はできません。

申込者



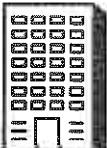
中京郵便局

受付期間 4月1日(火)~10日(木) 中京郵便局必着

※ 期間外の到着は、無効です。

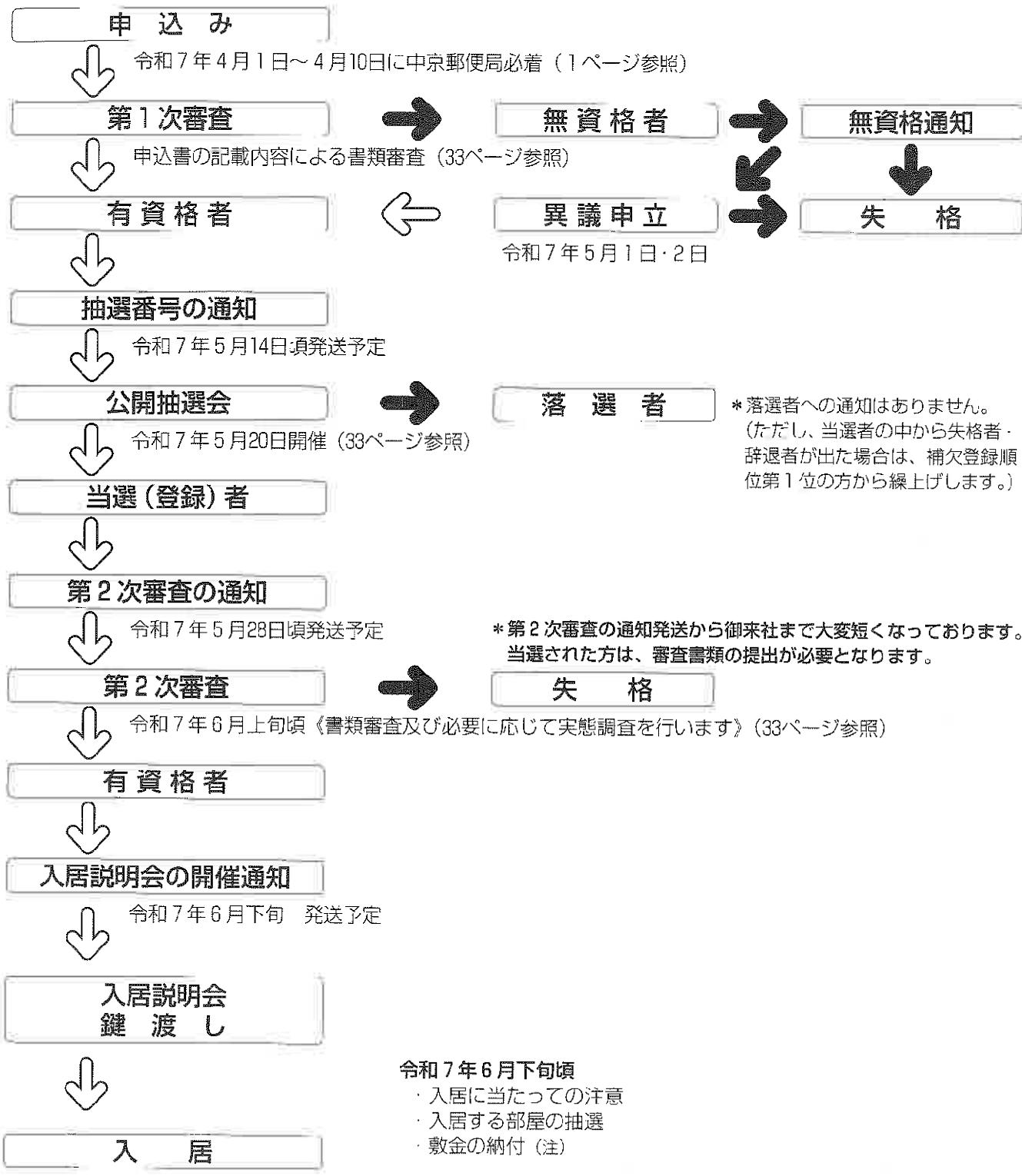
※ 市内であっても、郵便到着に日数を要する事があるため、ご注意ください。

<御注意> ◎公営住宅の入居申込みを代行する業者がありますが、京都市及び京都市住宅供給公社とは一切関係ありません。

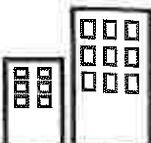


## ② 申込みから入居までの流れ

※鍵渡し及び入居については、整備の状況により遅れる場合があります。



# 3 申込資格



## I 一般選考

### (1) 一般住宅

市営住宅の入居申込みができる方は、次のア～クのすべての条件を備えていることが必要です。

〈申込日（令和7年4月10日）現在の状態が、申込資格の判断の基準になります。〉

また、入居までに、これらの条件が1つでも欠けたときは、入居できません。

なお、一般住宅の対象住宅については、22～25ページに指定する空き家住宅となります。

ア 京都市内に居住しているか又は勤務先があること。

注① 居住地は、申込日（令和7年4月10日）現在、住民票により確認できること。

② 在勤要件は、個別に審査があります。

イ 現に同居し又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある方（以下「内縁の配偶者」という。）、婚約者、京都市パートナーシップ宣誓者を含む。）があること。

注① 他に扶養すべき方のある親族との同居など、特に同居する理由のない親族との申込みはできません。

また、単身の方は、申込みできません。

② 家族を不自然に分離した申込みはできません（特別な理由のない限り、夫婦の別居、父母の別居となる場合などは、申込みできません。）。

ただし、令和7年6月30日までに離婚届を提出できる場合は、申し込むことができます。

→この場合、誓約欄（A票）に「〇年〇月離婚予定」と記入しておいてください。（離婚届受理証明書又は離婚の事実を確認できる戸籍謄本の提出が必要になります。）

③ 内縁の配偶者については、現に同居し、かつ、住民票により確認できること。（続柄が「未届の夫」又は「未届の妻」）

④ 婚約者との申込みの場合は、令和7年6月30日までに婚姻届を提出し、同時に入居できること。

→この場合、誓約欄（A票）に「〇年〇月婚姻予定」と記入しておいてください。（婚姻届受理証明書又は婚姻の事実を確認できる戸籍謄本の提出が必要になります。）

⑤ 京都市パートナーシップ宣誓者による申込みの場合は、宣誓書受領書のコピー（表・裏）又は宣誓書受領証カードのコピー（表・裏）の提出が必要です。また、婚姻がない事実を確認するため、戸籍謄本の提出が必要な場合があります。

⑥ 世帯の収入額が158,000円を超えて、14ページ「裁量階層世帯とは」の（ウ）①に該当する世帯については、婚姻届受理証明書又は婚姻の事実を確認できる戸籍謄本の提出が必要になります。

ウ 申込者は、民法上の成人（令和7年6月30日までに満18歳以上の方）であること。

エ 申込者及び現に同居し又は同居しようとする親族（内縁の配偶者、婚約者、京都市パートナーシップ宣誓者を含む。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。

オ 過去に市営住宅を不正に使用したことがないこと（市営住宅条例に違反し、法的措置により明渡しを求められた方などを含む。）。

市営住宅の家賃及び明渡し時の原状回復費用を未納の方は、異議申立日までに、その全額の納入が必要です。また、今回の応募に関連して、市営住宅に関する諸申請が必要な方は、原則として、この公募の受付開始日の前月末までに申請されていることを必要とします。申請がお済みでない方は、次回以降の公募に御応募ください。

カ 現在、住宅に困っていること。

注① 市営住宅入居申込書裏面のB票に列記した住宅区分理由のいずれかに当てはまる。

② 持家の方は、申込みできません（同居しようとする親族（内縁の配偶者、婚約者、京都市パートナーシップ宣誓者を含む。）の持家や共有名義などの場合も同様です。）。ただし、令和7年6月30日までに、売却等により持家でなくなる方は、申し込むことができます。

→この場合、誓約欄（A票）に「令和7年6月30日までに申込世帯以外の者に所有者を変更する。」と記入しておいてください（所有権移転後の登記事項証明書の提出が必要になります。）。

③ 現在、市営住宅にお住まいの方は、特別な事情がない限り、申込みできません。

キ 収入（所得）が定められた基準の範囲内であること。

注① 14ページ「⑥ 申し込む際の収入（所得）とは」及び19～21ページ「③ 世帯の収入額の計算方法」を参照してください。

ク 申込者又は同居しようとする親族（内縁の配偶者、婚約者、京都市パートナーシップ宣誓者を含む。）に施設等に入所中又は入院中の方がおられる場合、令和7年6月30日までに退所・退院し、同時に入居できることが申込条件となります。

→この場合、誓約欄（A票）に「令和7年6月30日までに退所（退院）予定」と記入しておいてください。

## (2) 単身者向け住宅

単身者向け住宅への申込みは、一般住宅の申込資格（イ本文及びイの注①・③～⑥を除く。）を備え、かつ、次のア～コのいずれかに該当することが条件です。

なお、単身者向け住宅の対象住宅については、25・26ページに指定する空き家住宅となります。

ア 60歳以上の方（令和7年6月30日時点）

イ 障害者（身体障害者手帳1～4級、精神障害者保健福祉手帳1～3級、療育手帳A・Bの交付を受けている方）

**今回の募集から、単身の方もDV相談支援センター等によるDV相談証明書があれば、ご応募いただけるようになりました。**

キ 平成8年3月31日までに国立ハンセン病療養所その他の厚生労働大臣が定めるハンセン病療養所に入所していた方

ク 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律に規定するDV被害者（一時保護又は保護が終了してから5年を経過していない方又は裁判所からの保護命令から5年を経過していない方）

ケ 犯罪被害者等基本法第2条第2項に規定する犯罪被害者等で同条第1項に規定する犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった方

コ 結核により病院又は診療所に入院した期間が1年以上の結核患者で当該病院又は診療所を退院した日から起算して1年を経過していない方

注① 抽選で当選された方には、第2次審査の際、下表の単身申込資格を証明する書類を提出していただきます。

申込資格区分	単身申込資格を証明する書類
障害者	障害者手帳・保健福祉手帳・療育手帳、いずれかの写し
戦傷病者	戦傷病者手帳の写し
原子爆弾被爆者	特別手当証明の写し
生活保護受給者等	生活保護法による保護受給証明書等
引揚者	永住帰国証明書又は自立支度金支給決定通知書の写し
ハンセン病療養所入所者等	入所していたことを証明する療養所長の証明書
DV被害者	法律に規定する被害者であることを証明する女性相談支援センター長等が発行する書類又は裁判所の保護命令決定書の写し
犯罪被害者	京都市犯罪被害者総合相談窓口が発行する確認票
結核療養者	結核により入院した期間等がわかる書類等

注② 現在、同居親族のある方は、特別な理由のない限り、単身で市営住宅に申し込むことはできません。

### (3) 親子ペア住宅

親子ペア住宅への申込みは、子世帯とその親世帯又は孫世帯とその祖父母（直系2親等の尊属）世帯の2世帯で構成されており、それについて（1）の力の注③を除く一般住宅の申込資格（単身世帯の場合は、単身者向け住宅の申込資格）を備え、かつ、2世帯がそろって入居できることが条件です。2世帯とも単身世帯での申込みはできません。

なお、親子ペア住宅の対象住宅については、26ページに指定する空き家住宅となります。

注① 親子ペア住宅については、応募の要件を満たしていれば、市営住宅にお住まいの方も御応募ができます。

② 親子ペア住宅については、入居後、親子ペア住宅の一方が転出などにより空き家になった場合、他の世帯の入居者は同一団地の他の同程度の市営住宅に移って、元に戻ることが条件です。  
なお、その際の転居にかかる費用は、入居者御本人の負担となります。

③ 毎年3月に子世帯とその親世帯又は孫世帯とその祖父母世帯のそれぞれについて、世帯全員の住民票を提出していただきます。

※ 親子ペア住宅に申し込まれる方は、申込回数の加算は行いませんので、前回までの抽選番号通知書（はがき）は、入れないでください。

### (4) 多家族向け住宅

多家族向け住宅への申込みは、一般住宅の申込資格を備え、かつ、5人以上の世帯であることが条件です。

なお、多家族向け住宅の対象住宅については、26ページに指定する空き家住宅となります。

注① 多家族向け住宅については、入居後、世帯員の異動などにより多家族向け住宅の入居資格を満たさなくなった場合、同一団地の他の一般住宅に移っていただくことが条件です。

なお、その際の転居にかかる費用は、入居者御本人の負担となります。

② 每年3月に世帯全員の住民票を提出していただきます。

※ 多家族向け住宅に申し込まれる方は、申込回数の加算は行いませんので、前回までの抽選番号通知書（はがき）は、入れないでください。

### (5) 特別空き家住宅

今回募集する特別空き家住宅は、前入居者の方が不幸にもお部屋の中でお亡くなりになられましたが（自然死のうち、周辺住民等により発見）、部屋自体に重大な損傷もなく、所定の整備後において何ら遜色なく使用することが可能な住宅です。

この住宅への申込みは、一般住宅の申込資格（単身申込者の場合は、単身者向け住宅の申込資格）を備え、特別空き家となった理由（上記に記載した内容）を十分に御理解いただいておられる方に限ります。

なお、入居時に特別空き家となった理由に起因する一切の異議を申し立てないとの誓約書を提出していただきます。特別空き家住宅の対象住宅については、27ページに指定する空き家住宅となります。

※ 特別空き家住宅に申し込まれる方は、申込回数の加算は行いませんので、前回までの抽選番号通知書（はがき）は、入れないでください。

## II 優先選考

### (1) 子育て世帯優先選考

子育て世帯優先住宅への申込みは、一般住宅の申込資格を備え、かつ、現に15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子ども（中学校修了前）を扶養している親子世帯又は、20歳未満の子どもを3人以上扶養している親子世帯であることが条件です。

なお、子育て世帯優先住宅の対象住宅については、28・29ページに指定する空き家住宅となります。

※ 子育て世帯優先住宅に申し込まれる方は、申込回数の加算は行いませんので、前回までの抽選番号通知書（はがき）は、入れないでください。

### (2) 多回数落選者優先選考

多回数落選者優先選考の一般住宅に申込みのできる方は、前回の公募までで、一般住宅に11回以上落選されており、かつ、3ページに記載の一般住宅の申込資格を有する方です。

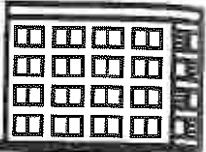
また、同じく単身者向け住宅に申込みのできる方は、前回の公募までで、単身者向け住宅に9回以上落選されており、かつ、4ページに記載の単身者向け住宅の申込資格を有する方です。

落選回数については、前回までの抽選番号通知書（はがき）等で確認しますので、忘れずに同封してください（同封されないと無資格となります。）。

なお、多回数落選者優先選考の対象住宅については、29ページに指定する空き家住宅となります。

※ 多回数落選者優先選考に申し込まれる方は、申込回数の加算は行いません。

## 4 申込みに当たっての注意



(1) 次のような場合は、市営住宅の入居申込みをされても、第1次審査で無資格と判定されます。

- ア 本市の区域外に住所を有し、かつ、本市の区域内に存する事務所又は事業所に勤務していないとき。
- イ 民法上の成人に達しない方（令和7年6月30日現在、満18歳未満の方）が申し込んだとき。
- ウ 1世帯で2通以上申し込んだとき（申込みは、1世帯につき、1申込区分に限ります。ただし、親子ペア住宅・多家族向け住宅・特別空き家住宅・子育て世帯優先選考・多回数落選者優先選考にお申し込みの方は、一般選考の一般住宅にも申し込むことができます。また、特別空き家住宅（単身者向け）・多回数落選者優先選考（単身者向け）にお申込みの方は一般選考の単身者向け住宅にも申し込むことができます）。
- 同居人を申込者に変えて重複して申し込んだ場合や不自然に世帯を分離して両方でそれぞれに申し込んだ場合などは、すべて無資格と判定されます。
- また、1人が2世帯以上の世帯構成員となる申込みもすべて無資格と判定されます。
- エ 申込書の記載内容に不備があるとき。
- オ 単身で一般住宅に申し込んだとき。
- カ その他、申込資格を欠くとき。

(2) 次のような場合は、失格となります。

- ア 資格審査において、申込資格のあることを証明できないとき。
- イ 事実と違うことを書いて申し込んだとき。
- ウ 住民票、課税証明書など、審査に必要な書類を提出されないとき。

(3) 次のような場合は、審査に合格されても、入居の承認を取り消します。

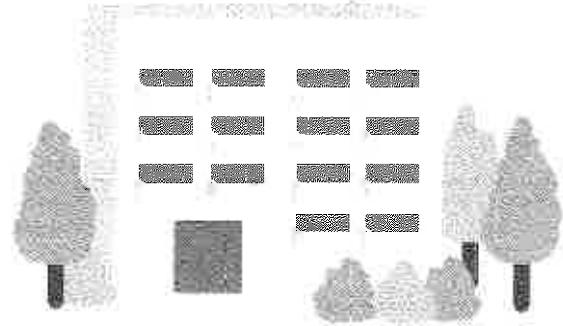
- ア 入居までの間に、申込資格のうち一つでも欠けたとき。
- イ 指定した期間内に敷金を納められなかつたり、入居のために必要な手続をしないとき。
- ウ 指定した期間内に申込書に記載された申込世帯全員が入居できないとき。
- エ 婚約者と申込みをし、令和7年6月30日までに婚姻届受理証明書又は婚姻の事実が確認できる戸籍謄本を提出せず、同時に入居できないとき又は婚約者が替わったとき。
- オ 申込者及び現に同居し又は同居しようとする親族（内縁の配偶者、婚約者、京都市パートナーシップ宣誓者を含む。）が暴力団員であると判明したとき。  
なお、暴力団員でないことを確認するため、警察に問合せをすることがありますので、御了承ください。
- カ その他、不正の行為によって入居しようとしたとき。

### 市営住宅は中古住宅です

募集住宅については、以前に他の人が入居していた住宅であり、京都市の基準に基づいて、玄関鍵の取替、最小限のクリーニング、電気・ガス・水道関連設備の点検のほか、破損の著しいものに限り修繕しています。このため、壁、天井、床の日焼け、家具などの置き跡、色あせ・染み、畳やふすまの色違い、浴室、浴槽、洗面台についても変色・染みなどがありますので、御了承ください。また、壁の汚れについては、色合わせのための全面張替えではなく、汚れのある1面のみの張替えに留めていることもありますので、重ねて御了承ください。

他の入居者に迷惑を及ぼすおそれがあるため、市営住宅内で犬、猫などの動物の飼育はおこなわないでいます。

火事・水害などで住居を失い、り災証明書（り災から3か月以内に限ります。）の出ている世帯の方については、別途、御相談ください。



# 5 申込書の記入例

○A票については、この記入例を参考に記入してください。

また、C・D・E票（住所・氏名記入欄）も必ず記入してください。申込みに不備があった場合はお問い合わせしますので、連絡のとれる電話番号を必ず記入してください。

A票	受付年月日	受付番号	抽選番号	申込回数
	番		番	

14ページの「裁量階層世帯とは」を参考に、「する」「しない」のいずれかに○をする。

低	有・無	申住（一 手・改 外・表・单・二 住・不・申・回・收・算・超・署	P	台・無
---	-----	---	---	-----

申込区分	どちらかに○印をしてください。 裁量階層世帯に該当する → しない
------	--------------------------------------

高齢者1つ記入してください  
申込区分記入欄は参考欄19参照

## 令和7年4月京都市市営住宅入居申込書

（あて先）京都市民住宅供給公社 理事長

私は、京都市市営住宅条例に基づき市営住宅に入居しなく申込しません。及び同居しようとする親族は暴力行為による不当な行為の防止等に関する法律（以下「暴力行為等防止等に関する法律」といいます。）による記載内容が事実と相違したとき又は入居資格があることか証明できないときは、京都市市営住宅条例の定めるところにより、市営住宅の入居を断られても異議なく従います。

○橙色太線枠内のみ記入してください。 ○中込受付後の変更はできません。

申込者の氏名・フリガナ・郵便番号・現住所・日中連絡のつきやすい電話番号を記入	フリガナ 01 キョウト タロウ <b>京都 太郎</b> 生年月日 大昭平令 年 51 月 7 日 性別 男 有	控除区分 老人・特扶 障害・持障 ひとり親 寡婦	備考
--	---	--------------------------------------	----

申込者に勤務先がある場合は、名称・所在地・採用年月日・電話番号を記入（事業者の方も記入してください。）	現住所（郵便番号 600- ▲▲▲▲） 京都市下京区○○町1番地2 ハイン△△	勤務先名称 <b>御池産業（株）</b>	所在地 京都市中京区寺町御池上ル本能寺前町 採用（事業開始）年月日（H20年 4月 1日）電話 000-000-0000
---	---	-------------------------	--

申込者・同居しようとする親族の氏名・フリガナ・申込者との続柄・生年月日・年齢・性別を記入（同居者が6人以上で同居しようとする親族欄に書ききれない場合は、お問い合わせください。）	フリガナ (キヨウト ハナコ) 02 京都 花子 妻 53 年 8 月 1 日 (キヨウトイチロウ) 03 京都 一郎 子 16 年 7 月 7 日 (オオサカ カオル) 04 大坂 香 母 30 年 11 月 9 日 05	生年月日 大昭平令 年 月 日 年齢 46 歳 20 歳 69 歳	性別 男 女 男 女 男 女	同居 別居 同居 別居 同居 別居	控除区分 有 無 有 無 有 無 有	備考 老人・特扶 障害・持障 ひとり親 寡婦 老人・特扶 障害・持障 ひとり親 寡婦 老人・特扶 障害・持障 ひとり親 寡婦 老人・特扶 障害・持障 ひとり親 寡婦
--	---	---	----------------------------------	----------------------------------	---	--

申込日現在、申込者と同居中の方は「同居」に、別居中の方は「別居」に○をします。	入居はしないが、所得税法上、現在扶養している親族（控除対象者の控除区分を（ ）内に記入してください。）
職業の有無について、いずれかに○をします。	氏名 (控除区分) 続柄 生年月日 現住所

45歳以下新婚裁量階層世帯に該当する方（公募案内14ページ参照）	該当する場合は○印をつけ、婚姻日等記入してください。		
<input type="checkbox"/> ① 配偶者と、令和6年4月1日以降申込日までに婚姻された方	婚姻日 年 月 日		
<input type="checkbox"/> ② 令和6年4月1日以降申込日までに内縁（公募3ページ「④申込資格」14行～24行）の申出を受理された方	内縁申出日 年 月 日		
<input type="checkbox"/> ③ 婚約者と、入居日までに婚姻される方	婚姻予定日 年 月 日		
整理番号	別室 1・2・3・4 位 裁量1・扶養2	市営住宅棟	備考

45歳以下の方で、  
①・②・③に該当する方  
のみ記入してください。

21ページを参照のうえ、該当する控除区分に○をします。  
（「同居親族控除・扶養親族控除」の記入は省いています。）

備考欄の記入について  
□生活保護を受けている方は、「生活保護受給中」と記入  
□障害手帳の交付を受けている方は、「○○手帳○級」と記入 など

- 現在の勤務先に就労してからまだ1か月分の給与を支給されていない方、又は令和7年6月30日までに就職予定の方は、「推定月収○○円」と記入
- 現在無職で、令和6年1月1日以降に退職(廃業)された方は、「○年○月○日退職(廃業)」と記入
- 令和7年6月30日までに退職予定の方は、「○年○月○日退職予定」と記入

婚姻・離婚・退院・退所・持家売却等、申込時に誓約が必要な方はこちらに記入ください。  
誓約が必要な方の記入がない場合、抽選に参加できない可能性がございます。  
※ 誓約の内容については、公募案内3ページをご確認ください。

#### 誓 約 欄

【世帯員の収入を記入してください。記入方法については、公募案内15~18ページをご確認ください。】

氏名	給 料	事 業	年 金
01 申込者本人	年収 月収 円	年額 月額 円	年収 2か月 円
02	月採用 年収 月収 円	月開始 年額 月額 円	年収 2か月 円
03	月採用 年収 月収 円	月開始 年額 月額 円	年収 2か月 円
04	月採用 年収 月収 円	月開始 年額 月額 円	年収 2か月 円
05	月採用 年収 月収 円	月開始 年額 月額 円	年収 2か月 円

※生活保護受給中の方は、備考欄にその旨記入してください。その場合も、職業の有無、収入の種類欄は必ず記入してください。  
※同居者の場合は必ず採用件を記入してください。

\* \* \* \* \* 公 社 記 入 欄 【これより下、記入しないでください】 \* \* \* \* \*

(1次審査用) 世帯の年間合計所得金額

$$\boxed{\text{本人の年間所得金額}} + \boxed{\text{家族の年間所得金額}} - \boxed{\text{控除額合計金額}} \div 12 = \boxed{\text{世帯の収入額}} \quad \text{円}$$

(2次審査用) 世帯の年間合計所得金額

$$\boxed{\text{本人の年間所得金額}} + \boxed{\text{家族の年間所得金額}} - \boxed{\text{控除額合計金額}} \div 12 = \boxed{\text{世帯の収入額}} \quad \text{円}$$

2次審査			収入算定(記入しないでください)					
住民登録	戸籍(印)本 (外団籍)	受理証明 在留カード等	年齢	収入の 種類 増加	年間収入金額	年間所得金額	控除区分	手帳 控除金額
はるき	住宅状況 賃貸証明	登記事項 生活保護						
課税証明 輪存証明	資金台帳 確定申告	事業報告書類 年金 退職証明						
障害手帳 同居者証明 緊急連絡先 入居証約書								
					所得合計			同居者 380,000 ×
								控除額合計

申込者の現住所の住宅について、該当する番号に「○」をする。  
（「9.その他」の方は具体的に記入して下さい。持家の方は誓約欄（A票）に「令和7年6月30日までに申込世帯以外の者に所有者を変更する。」と記入してください。）

申込者と現在別居中の方がいる場合は、その方の住宅の種類について該当する番号に「○」をし、右の欄に住所を記入

市営住宅に居住したことがない場合、記入の必要はありません。

### B票 ⑤太線枠内を必ず記入してください。

住宅の種類について、該当する項目に○印をつけてください。									
申込者の住宅	1. 賃貸マンション・アパート	2. 借家	3. 寮・社宅	月額家賃 (其賃費等を除く)					
	4. 申込世帯以外の販貸住宅に同居	5. 申込世帯以外の持家に同居	6. 市営住宅	7. 府営住宅	8. UR賃貸住宅(旧公團)	9. その他【具体的に】	間取り (ワンルーム、1DK等)		
現在別居中であるが市営住宅に同居しようとしている親族の住宅	1. 賃貸マンション・アパート	2. 借家	3. 寮・社宅	月額家賃 (其賃費等を除く)					
	4. 申込世帯以外の販貸住宅に同居	5. 申込世帯以外の持家に同居	6. 市営住宅	7. 府営住宅	8. UR賃貸住宅(旧公團)	9. その他【具体的に】	（現在別居中の方の住所） 郵便番号		
住宅困窮理由 該当する項目に○印をつけてください	1. 保安上危険な状態にある建物に居住している。	2. 住戸が狭い。（一人当たりの居住面積が4.5畳以下）	3. 住戸が狭い。（同居を必然とする親族又は別居中）	4. 月収の25%以上が家賃	5. 婚約中であるが、住宅がない。	6. 他の世帯との同居により、生活上苦痛である。	7. 家主等から、明渡しを求められている。	8. 2時間以上の遠距離通勤をしている。	9. その他（具体的に書いてください。）

過去、本市の市営住宅に居住したことがある方のみ記入してください。（申込者、同居しようとする親族を含む）

市営住宅名稱 市営住宅 構 番

申込書の記入が終りましたら、次の項目をもう一度、見直してください。

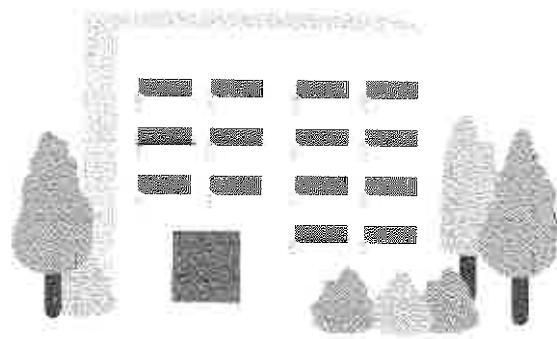
- 前回までの抽選番号通知書等（はがき）を同封しましたか。（今回はじめてお申込みされる方には、はがきはありません。）
- 住所・氏名はA・C・D・E票（4か所）とも記入しましたか。
- D票に返信用切手（85円切手）を貼りましたか。
- 「申込区分」欄に申込区分の記号と数字を記入しましたか。
- 「入居申込者」欄に氏名・現住所・勤務先・生年月日・年齢・性別・職業の有無を記入しましたか。
- 「同居しようとする親族」欄に、同居予定親族全員の氏名・続柄・生年月日・年齢・性別・同居又は別居・職業の有無を記入しましたか。（同居者が6人以上で同居しようとする親族欄に書ききれない場合は、お問合せください。）
- 入居はしないが、現在扶養している親族がおられる方は、「入居はしないが、所得税法上、現在扶養している親族」欄に記入しましたか。
- 控除のある方は、控除区分の該当する欄に○印をつけましたか。
- 45歳以下新婚裁量階層世帯（公募案内14ページ参照）に該当する方は、「45歳以下新婚裁量階層世帯に該当する方」欄に婚姻日等記入しましたか。
- 要介護の収入を記入しましたか。
- 「住宅の種類」「住宅困窮理由」欄とともに、いずれかの項目に○印をしましたか。
- 多回教落選優先者：申込区分「い」に申し込まれる方は、11回以上落選された事の分かるはがきを同封しましたか。  
申込区分「う」に申し込まれる方は9回以上落選された事が分かるはがきを同封しましたか。
- 単身で申し込まれる方は、E票「自済状況申立書」を記入しましたか。

※ 申込書に不備や記入漏れがある場合、まずは電話で連絡させていただきますので、目中連絡のつきやすい電話番号を必ず記入してください。

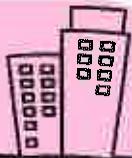
なお、不備内容によっては、文書を送付し、訂正した上で返送いただくことがあります。

※ 同封された書類等は返却できませんので、預めご了承ください。





# ⑥ 申し込む際の収入（所得）とは



市営住宅への申込みには、あなたの「世帯の収入額」が、定められた基準内にあることが必要です。「世帯の収入額」とは、申込者及び同居しようとする親族（内縁の配偶者、婚約者、京都市パートナーシップ宣誓者を含む。）全員の年間所得金額（所得税法によって算出した所得額）の合計額から公営住宅法に規定する控除額を差し引いて12で割った額をいいます。

次の（1）、（2）により、あなたの世帯の現在の収入（所得）を確認し、15～18ページ「⑦ 収入金額の記入例」及び19～21ページ「⑧ 世帯の収入額の計算方法」により計算してください。

「世帯の収入額」が、15万8千円以下であれば、申し込むことができます。ただし、高齢者世帯等の「裁量階層世帯」に該当する世帯（→下の説明をお読みください。）については、入居できる「世帯の収入額」の上限が21万4千円まで引き上げられます（一部の団地を除く。）。

## （1）収入計算の対象となる所得（所得税法上、課税の対象となるもの）

給与所得	給与、俸給、賃金、賞与など（残業手当、家族手当、皆勤手当などを含む。）の支給された金額。ただし、通勤手当などの非課税所得を除く。
年金所得	厚生年金、共済年金、国民年金などの課税対象となる年金、恩給の支給された金額（証書の年金額に当たるもの）。ただし、障害年金、遺族年金などの非課税所得を除く。
その他の所得 (事業、雑所得など)	事業所得（保険の外交などを含む。）、配当所得、利子所得などの所得（収入から必要経費を差し引いたもの）、個人（企業）年金の給付金など

## （2）収入計算の対象とならない所得

- ア 遺族年金、障害年金、傷病恩給、通勤手当のうち一定の額、学資金、法定扶養料（仕送りなど）、損害保険金、損害賠償金、雇用保険金、労働災害保険金、生活保護の各扶助料など課税の対象とならない所得です。また、課税の対象となる所得であっても、退職所得、譲渡所得、一時所得、その他の所得のうち一時的なものは収入計算の対象となりません。
- イ 申込みの際に、所得があっても、令和7年6月30日までに退職予定の場合、その所得は無しと判定します。→この場合、申込書A票月額収入欄に「〇年〇月〇日退職予定」と記入してください。

### 裁量階層世帯とは

裁量階層世帯に該当する方については、入居できる収入の上限が引き上げられます。

裁量階層世帯とは、次の（ア）、（イ）、（ウ）のいずれかに該当する世帯です。

なお、（ア）、（ウ）の各号に該当する場合は、申込書に記入された該当者の備考欄に該当する内容を記入してください。

#### （ア）申込者又は同居者が次のいずれかに該当する世帯

- ① 身体障害者手帳の交付を受けている方（障害の程度が1級から4級までであること。）
- ② 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方（障害の程度が1級又は2級であること。）
- ③ 療育手帳の交付を受けている方（障害の程度がA判定であること。）
- ④ 戦傷病者手帳の交付を受けている方（障害の程度が特別項症から第6項症まで又は第1款症であること。）
- ⑤ 厚生労働大臣の認定を受けている原子爆弾被爆者
- ⑥ 海外からの引揚者（引き揚げた日から5年を経過していないこと。）
- ⑦ 平成8年3月31日までに国立ハンセン病療養所その他の厚生労働大臣が定めるハンセン病療養所に入所していた方
- ⑧ 中学校修了前の方
- ⑨ 同居者に20歳未満の方が3人以上

#### （イ）申込者が60歳以上の方。同居のある場合は、そのいずれもが60歳以上又は20歳未満の方である世帯

（ウ）申込者及び配偶者（内縁の配偶者及び婚約者を含む。）のいずれもが申込日現在45歳以下で、かつ、

次のいずれかに該当する世帯（以下、「45歳以下新婚裁量階層世帯」という。）

- ① 配偶者と、令和6年4月1日以降申込日までに婚姻された方
- ② 令和6年4月1日以降申込日までに内縁の申出を受理された方
- ③ 婚約者と、入居日までに婚姻される方

## 7

## 収入金額の記入例



区分番号1～10のいずれに該当するか判断し、次項を参考に、申込書A票にそれぞれの金額を記入してください。

また、区分番号10に該当する方は、申込書A票の備考欄に以下のとおり記入してください。

区分		申込書A票に記入する内容
1 給 与 の 方	現在の勤務先に、令和6年1月1日以前に就職し、入居まで勤務するとき。	給与欄の年収を○で囲み、令和6年分源泉徴収票の支払金額を記入
2	現在の勤務先に、令和6年1月2日以降に就職し、入居まで勤務するとき。	給与欄の月収を○で囲み、賞与を含む平均月収額を記入
3 年 金 の 方	令和6年1月1日以前から受けているとき。	年金欄の年収を○で囲み、令和6年分源泉徴収票の支払金額を記入
4	令和6年1月2日以降に受け始めたとき。	年金欄の2か月を○で囲み、2か月分の平均年金額（年金振込通知書参照）を記入
5	令和7年6月30日までに受給予定のとき。	年金欄の2か月を○で囲み2か月分の年金支給予定額（裁定通知書参照）を記入
6 事 業 (自 営 業) の 方	令和6年1月1日以前から入居まで同じ事業を継続するとき。	事業欄の年額を○で囲み、令和6年分確定申告書【所得金額等】の合計金額を記入
7	令和6年1月2日以降に事業を始め、入居まで継続するとき。	事業欄の月額を○で囲み、月額所得の平均額を記入
8	現在の勤務先に就職してから、まだ1か月分の給与を支給されていない方又は、令和7年6月30日までに就職予定の方	給与欄の月収を○で囲み、賞与を含む推定月収を記入
9	現在無職で令和6年1月1日以降に退職（廃業）された方又は、令和7年6月30日までに退職（廃業）予定の方	該当欄（給料・事業）に「〇年〇月〇日退職（廃業）」と記入
区分		備考欄に記入する内容
10	生活保護を受給されている方	「生活保護受給中」と記入

**例1** 15ページの区分1に該当する場合

申込書収入給料欄の年収を○で囲み、令和6年分給与所得の源泉徴収票「支払金額」と同じ額を記入する。  
同居者の場合は必ず採用年月日を記入する。

令和6年分 給与所得の源泉徴収票

年収 月収	2,615,043	年額 月額	年収 月収
社会保険料等の金額		生命保険料の金額	
住宅借入金等特別扶助の額			
備註			
扶養対象配偶者の有無等	配偶者の有無	扶養の額	離婚者の数(本人を除く)
扶養の額			
扶養対象扶養親族			

氏名	給料	事業	年金
01 申込者本人	年収 月収 2,615,043円	年額 月額	年収 2か月 円
02	年収 月収	年額 月額	年収 2か月 円
03	年収 月収	年額 月額	年収 2か月 円

**例2** 15ページの区分2・8に該当する場合

中込書収入給料欄の月収を○で囲み、賞与を含む平均月収又は推定月収を記入する。  
同居者の場合は必ず採用月を記入する。

氏名	給料	事業	年金
01 申込者本人	年収 月収	年額 月額	年収 2か月 円
02 花子	(平成3年10月採用) 年収 月収 ○○○,○○○円	年額 月額	年収 2か月 円
03	(平成3年10月採用) 年収 月収	年額 月額	年収 2か月 円

**例3 15ページの区分3に該当する場合**

申込書収入年金欄の年収を○で囲み、令和6年分公的年金等の源泉徴収票「支払金額」と同じ額を記入する。

令和6年分 公的年金等の源泉徴収票									
支払を受ける者 （フリガナ） 氏名	住所又は 居所	生年月日	金の種類						
				老齢基礎・厚生 医療徴収費額					
支払金額									
所得税法第203条の第1号・第4号適用分				2,609,078 円					
所保税法第203条の第2号・第5号適用分				円					
所得税法第151条の第6号・第7号適用分				円					
所得税法第203条の第7号適用分				円					
本 人 精判 その他の 障害者 音	源泉控除対象配偶者 の有無等 配偶者 一 般 特 定 老 人 其 他	16歳未満の 扶養親族の数	被 害 者 の 特 別 其 他	非 障 害 者 で あ る 親 族 の 数	社 会 保 険 料 の 額				
原 泉 控 除 対 象 配 偶 者 氏 名 （フリガナ）	区 分	(摘要) 【社会保険料の内訳】							
扶 養 対 象 扶 養 親 族 氏 名 （フリガナ）	区 分	介護保険料額							
16歳未満の 扶養親族 氏 名 （フリガナ）	区 分	後期高齢者医療保険料額							
支払者 法人番号 6000012070001 東京都千代田区霞が関1丁目2番2号 官署支出官 厚生労働省年金局 事業企画課									



氏名	給料	事業	年金
01 申込者本人	年収 月収 円	年額 月額 円	年収 2か月 2,609,078 円
02	（ 年 月採用） 年収 月収 円	（ 年 月開始） 年額 月額 円	年収 2か月 円
03	（ 年 月採用） 年収 月収 円	（ 年 月開始） 年額 月額 円	年収 2か月 円
04	（ 年 月採用） 年収 月収 円	（ 年 月開始） 年額 月額 円	年収 2か月 円
05	（ 年 月採用） 年収 月収 円	（ 年 月開始） 年額 月額 円	年収 2か月 円

**例4 15ページの区分4・5に該当する場合**

源泉徴収票がない方は、申込書収入年金欄の2か月を○で囲み、お手元に届いた年金振込通知書又は裁定通知書「年金支払額」を記入する。

氏名	給料	事業	年金
01 申込者本人	年収 月収 円	年額 月額 円	年収 2か月 0000.000円
02	（ 年 月採用） 年収 月収 円	（ 年 月開始） 年額 月額 円	年収 2か月 円
03	（ 年 月採用） 年収 月収 円	（ 年 月開始） 年額 月額 円	年収 2か月 円
04	（ 年 月採用） 年収 月収 円	（ 年 月開始） 年額 月額 円	年収 2か月 円
05	（ 年 月採用） 年収 月収 円	（ 年 月開始） 年額 月額 円	年収 2か月 円

**例5 15ページの区分6に該当する場合**

申込書収入事業欄の年額を○で囲み、令和6年分確定申告書の「所得金額等合計(⑪)」と同じ額を記入する。同居者の場合は必ず事業の開始年月日を記入する。

F A 2 2 0 4

第一表  
(令和6年分用)

勤務者名		令和6年分の所得税及び 復興特別所得税		申告書	
納稅地					
現在の住所 又は 居所 事業所等 令和7年					
単位は円	事業業等	年額		月額	
	農業	000		00	
配当	配当		配当		配当控除
	00		00		00
給与	公的年金等		00		政黨等系附金等特別控除
	雄業務		00		扶助金等特別控除
その他	その他		00		助成金等特別控除
	総額		00		災害減免額
長期間	長期間		00		0000
	一時		00		扶助金等特別控除
事業業等	事業業等		00		助成金等特別控除
	農業		00		外債償還控除
不利益	不利益		00		源泉徴収税額
	配当		00		手取料額
給与	公的年金等		00		支拂額
	雄業務		00		支拂額
その他	その他		00		第3期分の残額の増加額
	①から⑩までの合計		2000000		配偶者の合計所得金額
小遣機業共済等積金控除		00		配偶者の合計税額	
生命保険料控除		00		支拂額	

氏名	給料		事業		年金	
01 申込者本人	年収	(年額)	年収	2,000,000円	年収	2か月 円
02	月収	月額	月開始		2か月	円
03	月収	月額	月開始		2か月	円

**例6 15ページの区分7に該当する場合**

申込書収入事業欄の月額を○で囲み、月額所得の平均額を記入する。  
同居者の場合は必ず事業の開始年月日を記入する。

氏名	給料		事業		年金	
01 申込者本人	年収	(年額)	年収	000,000円	年収	2か月 円
02	月収	月額	月開始		2か月	円
03	月収	月額	月開始		2か月	円

## 8 世帯の収入額の計算方法

①～④の順に、計算し、世帯の収入額の参考にしてください。

- ① 年間支給金額又は年間所得金額を次の表により確認してください。

あなたの勤務、事業等の状態が次の表の区分番号1～7のいずれに該当するのか判断し、該当する年間支給金額又は年間所得金額を確認してから、順序に従い、計算してください。

		現在の勤務先に就職された時期 年金を受け始められた時期 仕事を始められた時期	算定期間及び計算方法
給与の方	1	現在の勤務先に、令和6年1月1日以前に就職し、入居まで勤務するとき。	令和6年1月1日から令和6年12月31日までの年間支給金額
	2	現在の勤務先に、令和6年1月2日以降に就職し、入居まで勤務するとき。	平均月収×12+賞与
	3	現在の勤務先に就職してからまだ1か月分の給与を支給されていない、又は令和7年6月30日までに就職予定で、入居まで継続して勤務するとき。	契約月収額×12で算出される推定年間給与支給金額。 ※1
	4	現在は給与を支給されているが、令和7年6月30日までに退職するとき。	収入算定の対象とはなりません。

計算した年間給与支給金額を、右の表1にあてはめて、所得金額を計算してください。

※1 この場合、1か月未満の月の収入及び月数は、除いて算出してください。  
また、第2次審査では、令和7年6月30日までの状況で、再度計算します。期間内に賞与などが支給される場合は、それを含めて計算してください。

年金の方	5	課税対象となる国民年金、厚生年金、共済年金、恩給などを受けているとき。	(令和6年1月1日以前から受けているとき) →令和6年1月1日から 令和6年12月31日までの年金額  (令和6年1月2日以降に受け始めたとき) →2か月に1度の支給金額×6
------	---	-------------------------------------	--

計算した年間年金支給金額を、右の表2にあてはめて、所得金額を計算してください。

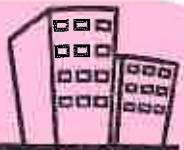
事業の方	6	令和6年1月1日以前から入居まで同じ事業を継続するとき。	令和6年1月1日から令和6年12月31日までの年間所得金額
	7	令和6年1月2日以降に事業を始め、入居まで継続するとき。	事業を始めた月の翌月から直近までの総売上 ×12 上記期間の月数

(注) 遺族年金・障害年金等課税の対象とならないものは、計算の対象になりません。

(注) 給与収入・事業収入の方で、休職・休業等により一時的に所得に変動のあった場合は、次の式で計算してください。

$$\text{給与支給額} \cdot \text{総所得} (\text{他の月と比べて所得に変動のあった月の分は除く。}) - \text{賞与} \times 12 + \text{賞与}$$

勤務・営業した月数(他の月と比べて所得に変動のあった月数分は除く。)



2 年間支給金額から年間所得金額を計算します。

表1

年間給与支給金額	年間所得金額の計算式
0円 ~ 650,999円	所得金額は 0円
651,000円 ~1,618,999円	年間給与支給金額 - 650,000円
1,619,000円 ~1,619,999円	所得金額は 969,000円
1,620,000円 ~1,621,999円	所得金額は 970,000円
1,622,000円 ~1,623,999円	所得金額は 972,000円
1,624,000円 ~1,627,999円	所得金額は 974,000円
1,628,000円 ~1,799,999円	端数整理後の年間給与支給金額 × 0.6 ※ 2
1,800,000円 ~3,599,999円	端数整理後の年間給与支給金額 ※ 2 × 0.7 - 180,000円
3,600,000円 ~6,599,999円	端数整理後の年間給与支給金額 ※ 2 × 0.8 - 540,000円
6,600,000円 ※ 3 ~9,999,999円	年間給与支給金額 × 0.9 - 1,200,000円

※ 2 端数整理の方法

年間給与支給金額が1,628,000円以上6,599,999円以下のときは、これを4,000で割り、得た数の小数点以下を切り捨て、再度4,000を掛ける。

※ 3 ①の区分番号2~4のいずれかに該当し、年間給与支給金額が8,500,000円以上の方は、別途お問い合わせください。

表2

年齢	年間年金支給金額(A)	年間所得金額の計算式
以降 前和 65に35 歳生年 以ま7 上れ月 た1 人日	0円 ~1,200,000円	所得金額は 0円
	1,200,001円 ~3,299,999円	(A) - 120万円
	3,300,000円 ~4,099,999円	(A) × 0.75 - 37万5千円
	4,100,000円 ~7,699,999円	(A) × 0.85 - 78万5千円
	7,700,000円以上	(A) × 0.95 - 155万5千円
	0円 ~700,000円	所得金額は 0円
以降 後和 65に35 歳生年 未ま7 満れ月 た2 人日	700,001円 ~1,299,999円	(A) - 70万円
	1,300,000円 ~4,099,999円	(A) × 0.75 - 37万5千円
	4,100,000円 ~7,699,999円	(A) × 0.85 - 78万5千円
	7,700,000円以上	(A) × 0.95 - 155万5千円

3 世帯の状態に合わせて、所得金額から差引くための控除金額を計算してください(21ページの表4を参照し、該当するものを計算してください。)

表3

1 同居親族控除 扶養親族控除 38万円 × 人 =	円
2 老人同一生計配偶者控除 老人扶養親族控除 10万円 × 人 =	円
3 特定扶養親族控除 25万円 × 人 =	円
4 障害者控除 27万円 × 人 =	円
5 特別障害者控除 40万円 × 人 =	円
6 ひとり親控除 35万円 × 人 =	円
ただし、該当する人の所得が35万円未満のときはその所得金額	
7 露婦控除 27万円 × 人 =	円
ただし、該当する人の所得が27万円未満のときはその所得金額	
控除額合計	円

(注) 市営住宅に入居はしないが、所得税法上、現在扶養している親族がおられる方は、人数分を含んで計算してください。

世帯の収入額が、次の基準以下であれば申し込むことができます。

一般世帯 158,000円以下

裁量階層世帯 214,000円以下  
裁量階層世帯の説明は、公募案内14ページを御覧ください。

4 収入額の計算方法

$$\text{本人の年間所得金額} + \text{家族の年間所得金額} - \text{控除額合計金額} \div 12 = \text{世帯の収入額}$$

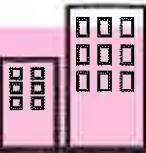
- 1人に2種類以上の所得(給与と年金など)があれば、1種類の所得ごとに計算してください。
- 2人以上の世帯員に所得があるときは、世帯員ごとに所得金額を計算してください。
- 上記の計算式により、世帯の収入額を計算してください。

各控除の内容		控除額 (1人につき)
1	<b>同居親族控除・扶養親族控除</b> ア 申込者本人以外で、市営住宅へ同居しようとする人 イ 市営住宅に入居はしないが、所得税法上、申込者本人又は同居者が扶養している人	38万円
2	<b>老人同一生計配偶者控除・老人扶養親族控除</b> 所得税法上の同一生計配偶者又は扶養親族のうち、70歳以上（昭和30年7月1日以前生まれ）の人	10万円（注1）
3	<b>特定扶養親族控除</b> 所得税法上の扶養親族（配偶者を除く。）のうち、16歳以上23歳未満（平成14年7月2日～平成27年7月1日生まれ）の人	25万円（注1）
4	<b>障害者控除（特別障害者に該当する人を除く。）</b> ア 身体障害者手帳の交付を受けている人 イ 戦傷病者手帳の交付を受けている人 ウ 精神保健指定医などから知的障害と判定された人 エ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人 オ 精神に障害があり、国民年金又は厚生年金の障害年金の証書を交付されている人	27万円
5	<b>特別障害者控除</b> ア 身体障害者手帳の交付を受け、その障害の程度が1級又は2級に該当する人 イ 戦傷病者手帳の交付を受け、その障害の程度が特別項症から第3項症までに該当する人 ウ 原子爆弾被爆者として厚生労働大臣の認定を受けた人 エ 心神喪失の常況にある人又は精神保健指定医などから重度の知的障害者と判定された人 オ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、その障害の程度が1級に該当する人 カ 精神に障害があり、国民年金又は厚生年金の障害年金の証書を交付され、その障害の程度が1級に該当する人 キ 常に就床を要し、複雑な介護を要する人	40万円
6	<b>ひとり親控除</b> 所得があり、次のすべてに該当する人 ア 婚姻をしていない又は配偶者と死別・離婚した後に婚姻・事実婚状態にない人 イ 生計を一にしている基礎控除額以下の所得の子がある人 ウ 年間合計所得金額が500万円以下の人	35万円（注2）
7	<b>寡婦控除</b> 上記のひとり親控除には該当せず、事実婚状態にない人で、以下のいずれかの要件を満たす人 ア 夫と離別した人で、扶養親族があり、合計所得額が500万円以下である人 イ 夫と死別した人で、合計所得額が500万円以下である人	27万円（注2）

注1 年齢は、すべて令和7年6月30日現在とします（7月1日に生まれた方は、法律上、6月30日に年齢が加算されます。）。

注2 ひとり親控除及び寡婦控除については、対象者の所得が控除額未満のときは、その額を控除してください。

## 9 募集する住宅の一覧



### 家賃の額について

家賃の額は、世帯の収入額の分位に応じて決まります。

世帯の収入額は、15~18ページの計算例及び19~21ページの計算方法により計算してください。

- 注 1 団地の情報は、当該団地の一般的な間取り等を示したもので、実際に入居いただける部屋と異なる場合があります。
- 2 参考家賃額を掲載していますので、部屋（専用面積及び竣工年度等）により若干の差が出る場合があります。世帯の収入額がどの分位に該当するかは下記を御覧ください。

分位	世帯の収入額(円)	分位	世帯の収入額(円)	分位	世帯の収入額(円)	分位	世帯の収入額(円)
①	0~104,000	②	104,001~123,000	③	123,001~139,000	④	139,001~158,000
⑤	158,001~186,000	⑥	186,001~214,000	←	⑥⑦は裁量階層世帯（14ページを御覧ください。）		

※「裁量階層世帯」については、分位④の家賃額を超える場合があります。

- 3 次に掲げる経費（共益費）は、入居者負担となります。  
給水ポンプ・ピロティ灯・廊下灯・エレベーター運転経費などの電気代、散水栓などの水道代等
- 4 敷金として、月額家賃の3か月分を入居までに納めていただきます。
- 5 平均倍率は、同じ申込区分の過去4回に実施した公募（令和6年4月・6月・9月・12月）の平均倍率です。  
(平均倍率欄に「-」が付いている申込区分は、過去4回の公募に募集がありませんでした。)
- 6 階段の昇降が困難な方がおられる世帯については、第2次審査において、エレベーターのある住宅又はエレベーターのない住宅の1・2階の希望をお伺いしますが、戸数に限りがありますので、希望者数が該当戸数を超えた場合には、抽選となります。
- 7 募集予定戸数欄に「\*低階等住戸なし」と表示されている住宅は、今回の募集予定戸に上記6該当の住戸がありません。
- 8 募集予定戸数欄に表示している上記6該当の住戸数及び上記7該当戸の有無については、あくまで予定であり、事前に予告なく変更される場合もありますので御了承ください。
- 9 浴室の有無欄に△印のある住宅は、平成24年度以降に浴室を設置しました。浴室新設戸は、工事費概算のため家賃の額が変更になることがあります。
- 10 浴室の有無欄に◆印のある住宅は、洗い場の床からの高さが従来のものより低くまたぎやすい浴槽（550mm）を設置している場合があります。
- 11 申込区分欄に★印のある住宅は、有料駐車場が設置しております。ただし、利用に当たっては、使用資格、車の規格等に制限があり、また、空き区画がない場合もあります。
- 12 申込区分欄に▼印のある住宅は、裁量階層世帯であっても収入額の上限は15万8千円となります。
- 13 入居時期は、令和7年6月下旬～7月上旬です。

### 〈申込区分の記入例〉

申込区分	(1) 一般住宅
B 9	← イ 3DK・3LDKタイプ 御陵市営住宅を申し込まれたことになります。

## I 一般選考

### (1) 一般住宅

DV被害者優先入居の募集対象住戸は  
公開しておりません。

共生社会推進室または京都市DV相談支援  
センターにてご確認ください。

（被害者保護のため非公開としており、お電話でも  
具体的な募集住戸をお伝えすることができません。  
ご了承ください。）

申込区分	市営住宅名	募集予定戸数(戸)	世帯の収入額ごとの参考家賃額(円)	専面積(m <sup>2</sup> )	間取り(畳)・浴室の有無	竣工年度	構造(エレベーターの有無)	所在地	平均倍率					
A 43	★ 西野庄	1 エレベーター設置	① 17,600	33.3	6・4.5・K 6・6・DK ◇◆浴室有(シャワー付)	S42	5階建(有)	山科区勧修寺堂田13番地1他	1.7					
			② 20,300											
			③ 23,200	37.8										
			④ 26,200											
A 91	★ II科	2 エレベーター設置	○ 20,000	39.6	6・5(洋間)・DK 浴室有(シャワー付)	S46	II階建(有)	山科区西野様子見町1番地2	1.2					
			② 23,100				S48							
			③ 26,400											
			○ 29,800											

◎ 山科市営住宅は、平成14年から平成24年にかけて内装や設備など住宅内部を全面的に改善した住戸となります。

※ 梶原市営住宅の8棟、10棟、12棟は、土砂災害防止法による土砂災害警戒区域に指定されております。

土砂災害警戒区域とは、京都府知事が、「土砂災害に警戒し情報伝達、警戒避難体制の整備」や「警戒避難に関する事項の市民への周知」を目的として、指定されたものです。

## イ 3DK・3LDKタイプ (単身の方は、申込みできません。) ※ 2~5人世帯を標準とする間取りです。

申込区分	市営住宅名	募集予定戸数(戸)	世帯の収入額ごとの参考家賃額(円)	専面積(m <sup>2</sup> )	間取り(畳)・浴室の有無	竣工年度	構造(エレベーターの有無)	所在地	平均倍率					
B 9	★ 御陵	2 低階2階1戸	① 31,900	61.8	6・6・4.5(洋間)・DK 浴室有(シャワー付)	H9	3・4階建(無)	山科区御陵中筋町10番地他	13.0					
			② 35,800											
			③ 42,100	61.9										
			④ 47,500											
B 14	★ 大宅	1 *低階等住戸なし	① 30,900	61.7	6・6・4.5(洋間)・DK 浴室有(シャワー付)	H3	3・4階建(無)	山科区大宅打明町6番地	3.0					
			② 35,600											
			③ 40,800											
			④ 46,000											
B 15	★ 勘修寺第	2 エレベーター設置	① 31,600	61.7	6・6(洋間)・4.5・DK 6・6・4.5(洋間)・DK 6・6.5(洋間)・4.5・DK 浴室有(シャワー付)	H7 H9	3~6階建(一部有)	山科区栗栖野中臣町1番地他	16.2					
			② 36,500											
			③ 41,700	61.9										
			④ 47,100											
B 25	★ 蜂ヶ丘	1 低階2階1戸	① 32,500	61.8	6・6・4.5(洋間)・DK 浴室有(シャワー付)	H3 H5	4・5階建(無)	右京区太秦乾町2番地	—					
			② 37,500											
			③ 42,900	61.9										
			④ 48,400											
B 27	★ 西京極	1 *低階等住戸なし	① 31,700	61.6	6・6・4.5・DK 浴室有(シャワー付)	S61 S63	5階建(無)	右京区西京極新田町17番地1	—					
			② 36,600											
			③ 41,800											
			④ 47,200											
B 31	★ 深草第三	1 *低階等住戸なし	① 31,200	61.7	6・6・4.5・DK 浴室有(シャワー付)	S62 H3	3・4階建(無)	伏見区深草西伊達町1番地	16.0					
			② 36,000											
			③ 41,200	61.9										
			④ 46,400											
B 35	★ 竹田	1 エレベーター設置	① 36,200	69.3	6・6(洋間)・4.5・LDK 浴室有(シャワー付)	H6	7・9階建(有)	伏見区竹田三ツ杭町54番地	42.0					
			② 41,800											
			③ 47,800											
			④ 53,900											

申込区分	市常住宅 名 称	募集予定 戸数(戸)	世帯の収入額ごとの 参考家賃額(円)	面積 (m <sup>2</sup> )	間取り(畳)・浴室の有無	竣工 年度	構造 (レバー ーの有無)	所 在 地	平均 倍率
B 50	★ 小栗栖	1 *低階等 住戸なし	① 22,300	43.3 51.2	6・4.5・3.5(洋間)・DK 6・4.5・4(洋間)・DK 6・6・3.5(洋間)・DK 浴室有(シャワーなし)	S49 S50	5階建 (無)	伏見区小栗栖 森本町 13番地	0.6
			② 25,700						
			③ 29,400						
			④ 33,200						
B 51	醍醐中山 ※1参照	2 低階 2階1戸	① 21,800	46.1 51.6	6・6・3.5(洋間)・DK 浴室有(シャワーなし)	S50 S51	3～5 階建 (無)	伏見区醍醐 中町 39番地2	0.5
			② 25,200						
			③ 28,800						
			④ 32,500						
B 52	★ ト鳥羽	2 エレベーター設置	① 22,000	49.3	6・6・4(洋間)・DK 浴室有(シャワーなし)	S50	11階建 (有)	伏見区下鳥羽 北ノ口町 27番地	5.3
			② 25,400						
			③ 29,100						
			④ 32,800						
B 54	★ 向島 1街区	1 エレベーター設置	○ 23,200	53.7	6・6・4.5・DK 浴室有(シャワーなし)	S53 S54	10・11 階建 (有)	伏見区向島 二ノ丸町 151番地58	4.7
			② 26,800						
			③ 30,600						
			④ 34,600						
B 55	★ 向島 8街区	1 エレベーター設置	① 24,600	56.6	6・6・4.5・DK ◆浴室有(シャワーなし)	S55 S56	11階建 (有)	伏見区向島 丸町 4番地7	4.7
			② 28,400						
			③ 32,500						
			④ 36,700						
B 56	★ 向島 10街区	1 エレベーター設置	① 24,900	56.6	6・6・4.5・DK 浴室有(シャワーなし)	S58	11階建 (有)	伏見区向島 鷹場町 104番地8 他	2.5
			② 28,700						
			③ 32,900						
			④ 37,100						
B 70	★ いわた の森	1 *低階等 住戸なし	① 27,500	61.4	6・6・4.5・DK ◆浴室有(シャワーなし)	S57	5階建 (無)	伏見区石田 森西 1番地 他	2.2
			② 31,700						
			③ 36,300						
			④ 41,000						
B 71	★ 柳辻 西	1 低階 2階1戸	① 28,200	61.6	6・6・4.5・DK 浴室有(シャワーなし)	S59 S60	5階建 (無)	山科区柳辻 封シ川町 10番地2	1.0
			② 32,600						
			③ 37,200						
			④ 42,000						
B 72	★ 南烏丸	1 エレベーター設置	① 28,600	57.6	6・6・5(洋間)・DK 浴室有(シャワーなし)	S60	7・10 階建 (有)	南区東九条 南烏丸町 35番地6	1.60
			② 33,000						
			③ 37,700						
			④ 42,500						
B 82	★ 醍醐 西 3街区	2 エレベーター設置	① 32,200	61.7 61.9	6・6・4.5(洋間)・DK 浴室有(シャワー付)	H5	3～10 階建 (一部有)	伏見区醍醐 折戸町 8番地5	4.50
			② 37,200						
			③ 42,600						
			④ 48,000						
B 83	★ 醍醐 西 4街区 ※2参照	1 エレベーター 設置機とまじ 廊下で接続	① 32,600	61.9	6・6・5(洋間)・DK 浴室有(シャワー付)	H7	3～10 階建 (一部有)	伏見区醍醐 折戸町 8番地1	2.60
			② 37,600						
			③ 43,000						
			④ 48,500						

申込区分	市営住宅名	募集予定戸数(戸)	世帯の収入額ごとの参考家賃額(円)	面積(m²)	間取り(畳)・浴室の有無	竣工年度	構造(エレベーターの有無)	所在地	平均倍率				
B 88	醍醐東3街区	*低階等戸なし	① 32,800	61.8	6・6・4.5(洋間)・DK 6・6・5(洋間)・DK	H13	4階建(無)	伏見区醍醐西大路町122番地他	13.6				
			② 37,800										
			③ 43,300	61.9	浴室有(シャワー付)								
			④ 48,800										
B 89	唐橋	エレベーター設置 ※3参照	① 38,000	69.0	6・6・6.5(洋間)・LDK 浴室有(シャワー付)	H14	5・6階建(有)	南区唐橋芦辺町5番地	13.6				
			② 43,800										
			③ 50,100			H16							
			④ 56,500										

- ※1 醍醐中山市営住宅の1棟、13棟～18棟、23棟～26棟、29棟、30棟は、土砂災害防止法による土砂災害警戒区域に指定されています。  
 土砂災害警戒区域とは、京都府知事が、「土砂災害に警戒し情報伝達、警戒避難体制の整備」や「警戒避難に関する事項の市民への周知」を目的として、指定されたものです。
- ※2 醍醐西4街区市営住宅の12棟及び13棟は、エレベーターが設置されており、14棟については13棟と渡り廊下で接続されています。
- ※3 唐橋市営住宅の1棟及び2棟は、エレベーターが設置されており、3棟については、2棟と渡り廊下で接続されています。

## (2) 単身者向け住宅

申込区分	市営住宅名	募集予定戸数(戸)	世帯の収入額ごとの参考家賃額(円)	面積(m²)	間取り(畳)・浴室の有無	竣工年度	構造(エレベーターの有無)	所在地	平均倍率			
E 29	鈴塚	エレベーター設置	① 16,300	333	6・4.5・K ◇浴室有(シャワー付)	S43	4・5階建(有)	伏見区深草鈴塚町6番地1	48.0			
			② 18,800									
			③ 21,500			S44						
			④ 24,200									
E 41	桜原	エレベーター設置 ※参照	① 18,200	337	6・4.5・K 6・6・DK ◇浴室有(シャワー付)	S42	3～5階建(有)	西京区桜原岡南ノ庄4番地1他	35.1			
			② 21,000									
			③ 24,000			S43						
			④ 27,100									
E 43	西野山	エレベーター設置	① 17,600	33.3	6・4.5・K 6・6・DK ◇◆浴室有(シャワー付)	S44	5階建(有)	山科区勧修寺堂田13番地1他	69.0			
			② 20,300									
			③ 23,200									
			④ 26,200									
E 48	醍醐南	エレベーター設置 ※参照	① 14,400	33.3	6・4.5・K ◆浴室有(シャワーなし)	S46	3・5階建(有)	伏見区醍醐上山口町60番地	10.8			
			② 16,600									
			③ 19,000			S47						
			④ 21,400									
E 49	大受	エレベーター設置	① 19,100	39.9	6・4.5・3(洋間)・K 6・4.5・3(洋間)・DK 6・4.5・3.5(洋間)・DK 6・4.5・4(洋間)・DK 浴室有(シャワーなし)	S48	5～11階建(一部有)	伏見区右大受町50番地	16.3			
			② 22,100									
			③ 25,200			S49						
			④ 28,500									
E 50	小栗柄	低階2階1戸	① 22,300	43.3	6・4.5・3.5(洋間)・DK 6・4.5・4(洋間)・DK 6・6・3.5(洋間)・DK ◆浴室有(シャワーなし)	S49	5階建(無)	伏見区小栗柄森本町13番地	14.1			
			② 25,700									
			③ 29,400			S50						
			④ 33,200									

申込区分	市営住宅名	募集予定戸数(戸)	世帯の収入額ごとの参考家賃額(円)	専面積(m <sup>2</sup> )	間取り(畳)・浴室の有無	竣工年度	構造(エレベーターの有無)	所在地	平均倍率
★ E 53	向島5街又	2 エレベーター設置	① 22,400 ② 25,900 ③ 29,600 ④ 33,400	52.2	6・6・3.5(洋間)・DK 浴室有(シャワーなし)	S51 S53	11階建(有)	伏見区向島二ノ丸町151番地他	5.4

※ 横原市営住宅の8棟、10棟、12棟、及び醍醐南市営住宅(全棟)は、土砂災害防止法による土砂災害警戒区域に指定されております。

土砂災害警戒区域とは、京都府知事が、「土砂災害に警戒し情報伝達、警戒避難体制の整備」や「警戒避難に関する事項の市民への周知」を目的として、指定されたものです。

### (3) 親子ペア住宅

(子世帯とその親世帯又は孫世帯とその祖父母(直系2親等の尊属)世帯で構成されており、それぞれが一般住宅の申込資格(単身世帯の場合は、単身者向け住宅の申込資格)を備えた2世帯での申込みに限ります。なお、2世帯とも単身世帯での申込みはできません。単身世帯については、ペア住宅のうち、専用面積が小さい方の住戸に限ります。)

申込区分	市営住宅名	募集予定戸数(ペア)	世帯の収入額ごとの参考家賃額(円)	専面積(m <sup>2</sup> )	間取り(畳)・浴室の有無	竣工年度	構造(エレベーターの有無)	所在地	平均倍率
G 51	醍醐中山	1 低階 1階・ペア ※参照	① 21,800 ② 25,200 ③ 28,800 ④ 32,500 ① 9,400 ② 10,800 ③ 12,400 ④ 14,000	50.6 51.6 51.6 51.6 25.3 25.8	6・6・3.5(洋間)・DK ◆浴室有(シャワーなし) 6・K 浴室なし	S50 S51	3～5階建(無)	伏見区醍醐中山町39番地2	0.0

※ 醍醐中山市営住宅の11棟、13棟～18棟、23棟～26棟、29棟、30棟は、土砂災害防止法による土砂災害警戒区域に指定されております。

土砂災害警戒区域とは、京都府知事が、「土砂災害に警戒し情報伝達、警戒避難体制の整備」や「警戒避難に関する事項の市民への周知」を目的として、指定されたものです。

### (4) 多家族向け住宅

(一般住宅の中込資格を備え、かつ、5人以上の世帯での申込みに限ります。)

申込区分	市営住宅名	募集予定戸数(戸)	世帯の収入額ごとの参考家賃額(円)	専面積(m <sup>2</sup> )	間取り(畳)・浴室の有無	竣工年度	構造(エレベーターの有無)	所在地	平均倍率
★ J 9	御陵	1 *低階等住戸なし ※参照	① 38,900 ② 44,900 ③ 51,400 ④ 57,900	75.5	6・6・4.5(洋間)・4.5(洋間)・DK 浴室有(シャワー付)	H9	4階建(無)	山科区御陵中内町44番地	0.0
★ J 83	醍醐西4街区	1 エレベーター設置 ※参照	① 38,800 ② 44,800 ③ 51,200 ④ 57,800	73.7	6・6・5(洋間)・4.5・DK 浴室有(シャワー付)	H7	10階建(有)	伏見区醍醐折戸町8番地1	1.0

※ 醍醐西4街区市営住宅の12棟及び13棟は、エレベーターが設置されており、14棟については13棟と渡り廊下で接続されています。

## (5) 特別空き家住宅

### ア 一般住宅 2DK タイプ (単身の方は、申込みできません。) ※ 2人世帯を標準とする間取りです。

申込区分	市営住宅 名 称	募集予定 戸数(戸)	世帯の収入額ごとの 参考家賃額 (円)	専用 面積 (m <sup>2</sup> )	間取り(図)・浴室の有無	竣工 年度	構造 (エレベーターの有無)	所 在 地	平均 面積
特A 91	山 科	2  エレベーター設置	① 20,000	39.6	6・5(洋間)・DK 浴室有(シャワー付)	S46 S48 ◎	11階建 (有)	山科区西野 様子見町 1番地2	30
			② 23,100						
			③ 26,400						
			④ 29,800						

◎ 山科市営住宅は、平成14年から平成24年にかけて内装や設備など住宅内部を全面的に改善した住戸となります。

### イ 一般住宅 3DK タイプ (単身の方は、申込みできません。) ※ 2~5人世帯を標準とする間取りです。

申込区分	市営住宅 名 称	募集予定 戸数(戸)	世帯の収入額ごとの 参考家賃額 (円)	専用 面積 (m <sup>2</sup> )	間取り(図)・浴室の有無	竣工 年度	構造 (エレベーターの有無)	所 在 地	平均 面積
特B 17	楓 辻	1  エレベーター設置 ※1参考	① 32,400	61.8	6・5(洋間)・4.5・DK 浴室有(シャワー付)	H9 H11	5・6 階建 (有)	山科区楓辻 草海道町 36番地14 他	10
			② 37,400						
			③ 42,800						
			④ 48,300						
特B 60	洛 西 東 新 林	1  低階 階1戸 ※2参考	① 25,500	51.1 58.7	6・6・4(洋間)・DK 6・6・4.5・DK 浴室有(シャワーなし)	S5 S56	4・5 階建 (無)	西京区大枝 東新林町 一丁目2番地 他	10
			② 29,500						
			③ 33,700						
			④ 38,000						

※1 楓辻市営住宅の1棟及び3~5棟は、エレベーターが設置されており、2棟については3棟と渡り廊下で接続されています。

※2 洛西地域については、有線テレビ放送 (ZTV) の申込みが必要です。(有料)

### ウ 単身者向け住宅

申込区分	市営住宅 名 称	募集予定 戸数(戸)	世帯の収入額ごとの 参考家賃額 (円)	専用 面積 (m <sup>2</sup> )	間取り(図)・浴室の有無	竣工 年度	構造 (エレベーターの有無)	所 在 地	平均 面積
特E 50	小 栗 栖	1  低階 1階1戸	① 22,300	43.3 51.2	6・4.5・3.5(洋間)・DK 6・4.5・4(洋間)・DK 6・6・3.5(洋間)・DK 浴室有(シャワーなし)	S49 S50	5階建 (無)	伏見区小栗栖 森本町 13番地	53
			② 25,700						
			③ 29,400						
			④ 33,200						

## Ⅱ 優先選考

### (1) 子育て世帯優先選考

(一般住宅の申込資格を備え、かつ、現に15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子ども(中学校修了前)を扶養している親子世帯、又は20歳未満の子どもを3人以上扶養している親子世帯での申込みに限ります。)

### ア 一般住宅 2DK・2LDKタイプ

申込区分	市営住宅名	募集予定戸数(戸)	世帯の収入額ごとの参考家賃額(円)	専用面積(m <sup>2</sup> )	間取り(畳)・浴室の有無	竣工年度	構造(エレベーターの有無)	所在地	平均倍率
S 15	勧修寺第一	1 エレベーター設置	① 27,100	53.0	6・6・DK 浴室有(シャワー付)	H7 H9	6階建(有)	山科区栗酒野中臣町1番地他	
			② 31,200						
			③ 35,700						
			④ 40,300						
S 29	鈴塚	1 エレベーター設置	① 30,500	43.2 54.3	5・7(洋間)・DK 5・6(洋間)・LDK ◇浴室有(シャワー付)	H26	6階建(有)	伏見区深草鈴塚町6番地1	7.0
			② 35,300						
			③ 40,300						
			④ 45,500						
S 91	山科	1 エレベーター設置	① 20,000	39.6	6・5(洋間)・DK 浴室有(シャワー付)	S46 S48 ◎	11階建(有)	山科区西野様子見町1番地2	3.6
			② 23,100						
			③ 26,100						
			④ 29,800						

○ 山科市営住宅は、平成14年から平成24年にかけて内装や設備など住宅内部を全面的に改善した住戸となります。

### イ 一般住宅 3DK・3LDKタイプ

申込区分	市営住宅名	募集予定戸数(戸)	世帯の収入額ごとの参考家賃額(円)	専用面積(m <sup>2</sup> )	間取り(畳)・浴室の有無	竣工年度	構造(エレベーターの有無)	所在地	平均倍率
T 12	東野	1 低階 1階1戸	① 31,300	61.8 61.9	6・6・4.5(洋間)・DK 浴室有(シャワー付)	H4 H6	3~5階建(無)	山科区東野中井ノ上町17番地1他	3.0
			② 36,700						
			③ 42,000						
			④ 47,300						
T 53	向島11街区	2 エレベーター設置	① 29,000	59.8	6・6・4.5・DK 浴室有(シャワー付)	S61 S63	9~10階建(有)	伏見区向島清水町47番地1	1.5
			② 33,400						
			③ 38,200						
			④ 43,100						
T 61	洛北西	2 エレベーター設置 ※1・2参照	① 26,700	55.4	6・6・4.5・DK 浴室有(シャワー付)	S54	11階建(有)	西京区大枝北福西町一丁目3番地1	1.1
			② 30,900						
			③ 35,300						
			④ 39,800						
T 83	醍醐西4街区	1 エレベーター設置 ※3参照	① 32,500	61.9	6・6・5(洋間)・DK 浴室有(シャワー付)	H7	3~10階建(一部有)	伏見区醍醐折戸町8番地1	6.0
			② 37,600						
			③ 43,000						
			④ 48,500						
T 85	醍醐中	1 エレベーター設置 ※4参照	① 32,600	61.8 61.9	6・6・4.5(洋間)・DK 6・6・5(洋間)・DK 浴室有(シャワー付)	H10	4~10階建(一部有)	伏見区醍醐高畠町1番地他	-
			② 37,600						
			③ 43,000						
			④ 48,500						

申込区分	市営住宅名	募集予定期戸数(戸)	世帯の収入額ごとの参考家賃額(円)	面積(m <sup>2</sup> )	間取り(畳)・浴室の有無	竣工年度	構造(エレベーターの有無)	所在地
▼★ T 105	三条 エレベーター設置	1	① 39,500 ② 45,600 ③ 52,200 ④ 58,900	69.8	6・6・6(洋間)・LDK 浴室有(シャワー付)	H22	5階建(有)	東山区若松町398

- ※1 洛西地域については、有線テレビ放送(ZTV)の申込みが必要です。(有料)  
 ※2 T91洛西北福西市営住宅では、ユニットバスの設置一貫の和室で洗面のい草より割り仕切。はつ水栓に掛けた鏡を使用しています。  
 ※3 醍醐西4街区市営住宅の1号棟及び13号棟は、エレベーターが面接されており、14号については13号と渡り廊下で接続されています。  
 ※4 醍醐中市宮住宅の、1棟、2棟及び4棟は、エレベーターが設置されており、3棟については4棟と渡り廊下で接続されています。

## (2) 多回数落選者優先選考

### ア 一般住宅 3K・3DKタイプ (単身の方は、申込みできません。) ※2~5人世帯を標準とする間取りです。

申込区分	市営住宅名	募集予定期戸数(戸)	世帯の収入額ごとの参考家賃額(円)	面積(m <sup>2</sup> )	間取り(畳)・浴室の有無	竣工年度	構造(エレベーターの有無)	所在地	平均倍率
い 48	大受 *低層等 住戸なし		① 18,900 ② 21,800 ③ 24,900 ④ 28,100	39.9 43.8	6・4.5・3(洋間)・K 6・4.5・3.5(洋間)・DK 浴室有(シャワーなし)	S48	5階建(無)	伏見区石田大受町53番地	0.0

## イ 単身者向け住宅

申込区分	市営住宅名	募集予定期戸数(戸)	世帯の収入額ごとの参考家賃額(円)	面積(m <sup>2</sup> )	間取り(畳)・浴室の有無	竣工年度	構造(エレベーターの有無)	所在地	平均倍率
う 48	醍醐南 *参照		① 14,400 ② 16,600 ③ 19,000 ④ 21,400	33.3	6・4.5・K 浴室有(シャワーなし)	S46 S47	3・5階建(有)	伏見区醍醐上山口町60番地	0.0

※ 醍醐南市営住宅は、土砂災害防上法による土砂災害警戒区域に指定されています。  
 土砂災害警戒区域とは、京都府知事が、「土砂災害に警戒し情報伝達、警戒避難体制の整備」や「警戒避難に関する事項の市民への周知」を目的として、指定されたものです。

## 水害ハザードマップのお知らせ

近年、全国的に、台風等の豪雨により、甚大な被害をもたらす大規模水害が頻発しています。御自身のお住まいの水害リスクを知っていただくことは、いざというときのために大切です。

市営住宅への入居の応募を検討されるに当たり、住宅の所在地の水害リスクを知っていただくため、水害ハザードマップを御確認ください。

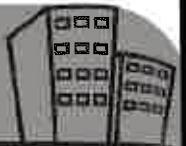
- ▶ お近くの区役所・支所の窓口(地域力推進室) 印刷した水害ハザードマップを提供しています。
- ▶ 京都府マルチハザード情報提供システム URL <http://multi-hazard-map.pref.kyoto.jp/top/top.asp>

**市営住宅の各団地には、自治会があります。  
住みよい団地になるように、様々な自治活動が  
行われています。**

「ご近所の絆で安心・快適なまち」を築くため  
自治会に加入し、地域活動への積極的な  
ご参加をお願いします。

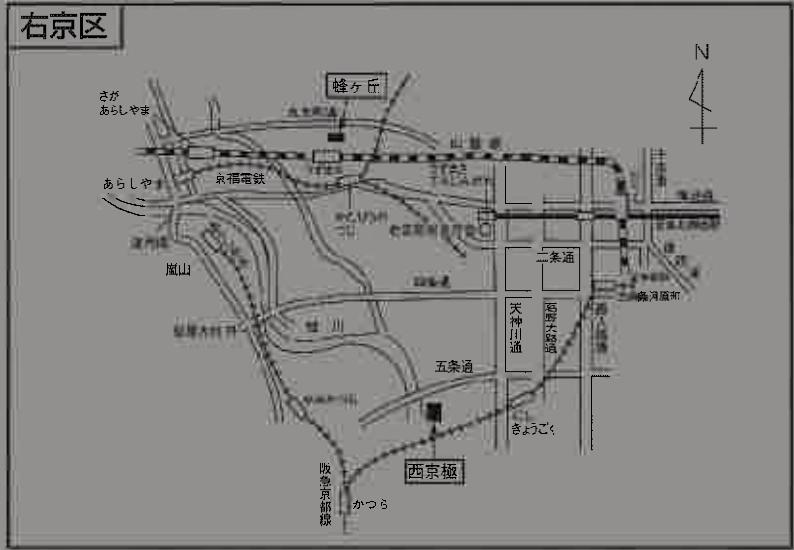


# 10 募集する住宅の位置図



山科区・南区・伏見区





11

## 選考方法

### (1) 第1次審査

当室での1次審査後、京都市住宅供給公社での2次審査に移行します。

### (2) 公開抽選会

日時 令和7年5月20日（火）午後1時30分から

場所 京都市国際交流会館 イベントホール (38ページの地図参照)

抽選に際しては、申込回数による優遇取扱いは行いません。

第1次審査合格者について、公開抽選により、申込区分ごとに募集戸数に達するまで抽選を行い、その抽出順に登録番号をつけていくものとします（多回数落選者優先選考の登録番号は、一般選考の同一区分で決定した登録番号の後になります。）。

また、落選者の中から、補欠順位第1位者を定め、所定の方法で補欠順位を定めます。

抽選は、公開抽選会場に来場された方の中から、代表の方を選任し、その方の立会いのもとで行います。

なお、抽選会に参加されなくても、当落に影響はありません。

#### <抽選の結果について>

登録者となられた方（当選された方）には、別に通知します（落選された方には、通知しません。）。

抽選の結果は5月21日（水）の午前10時以降に京都市住宅供給公社のホームページ  
(<http://www.kyoto-jkoshsha.or.jp/shiei/index.html>) で御確認いただけます。  
京都市住宅供給公社 業務課 公募担当（電話223-2142）にお問い合わせください。

（京都市の公式ホームページ「京都市情報館」内の「報道発表資料」  
(<https://www.city.kyoto.lg.jp/>) にも抽選結果を掲載する予定です。）

なお、抽選会当日は、京都市住宅供給公社 業務課 公募担当又は、京都市国際交流会館へ問合せをしていただいても、お答えできませんので、あらかじめ御了承ください。

### (3) 第2次審査

住宅供給公社が指定する日時に来社していただき、第2次審査を行います。

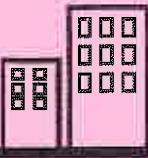
第2次審査では、申込書の記載内容を証明していただくために、住民票、課税証明書などの書類を提出していただき、必要に応じて実態調査を行い、入居資格を審査し、入居予定者を決定します。

課税証明書など必要な書類を提出しないとき、又は申込書の記載内容が証明できないときや虚偽であることが判明したときは、失格となります。（書類の提出期限は、令和7年6月30日までです。）

また、当選者の中から、失格者・辞退者がでたときには、補欠順位第1位の方から、順次第2次審査を行い、入居予定者を決定します。

なお、令和7年6月30日までに第2次審査の対象者とならなかった方は、今回の申込みは無効となりますので、次回以降の公募にあらためてお申し込みください。

## 12 入居手続



(1) 市営住宅の入居に際して、保証人は不要です。代わりに、火災や漏水事故、安否確認等の緊急の連絡をする時に、入居者と連絡がつかない場合、連絡先となつていただく方（緊急連絡先）を選び、「緊急連絡先届出書」を提出してください。

※ できる限り、京都府内に住所を有する3親等内の親族1名を選定してください。ただし、それが難しい場合は、他府県内に住所を有する親族や近隣の知人、関わりのある福祉施設等の団体であっても登録できます。

(2) 敷金として、月額家賃の3か月分を納めていただきます。

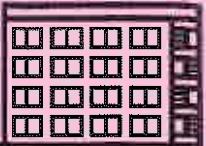
(3) 入居される住戸（棟・部屋番号）は、入居説明会当日、抽選により決定します。

入居時期 令和7年6月下旬～7月上旬

(4) 入居審査に合格された方には、入居説明会の開催通知を発送します。

現在お住まいの賃貸契約の解約等の時期に御注意ください。

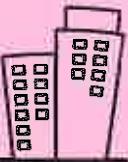
## 13 入居に際しての注意



市営住宅は、住宅に困っておられる収入の少ない方に、低額の家賃で賃貸するために建設されたもので、市民の財産でもあります。したがって、その使用に当たっては、以下の点に注意していただくことになります。

- (1) 家賃のほかに共益費を毎月納めていただきます。共益費は、自治会等が徴収しますが、一部の市営住宅\*については、京都市が徴収します。また、共益費の額は団地によって異なります。  
(\*令和7年4月1日現在、東野、勘修寺第一、柳沢、大受、向島1街区、向島5街区、向島11街区、際日、醍醐東2街区)
  - (2) 他の入居者に迷惑を及ぼすおそれがあるため、市営住宅内で犬、猫などの動物の飼育はおことわりしています。
  - (3) 住みよい団地づくりに努め、騒音などの迷惑行為の追放に御協力をお願いします。
  - (4) 暴力団員が同居者となることや入居を承継することはできません。入居者又は同居者が暴力団員であることがわかった場合は、明渡しをしていただくことになります。また、暴力団員でないことを確認するため、警察に問い合わせることがあります。
  - (5) 市営住宅にお住まいの方が家屋、マンションなどを所有（共有名義含む。）されたときは、市営住宅を明け渡していただくことがあります。
  - (6) 団地自治会では、廊下や階段、ゴミコンテナの清掃などの共同作業や共益費の徴収などを行っています。入居者全員が協力して分担していただくものですから、積極的に参加してください。
  - (7) 入居者の方には、毎年、翌年度以降の家賃を決めるために、収入申告をしていただきます。  
なお、3年以上入居されている方が、収入基準を超える収入超過者となった場合は、明渡しの努力をしていただくことになります。また、高額所得者と認定された方は、住宅を明け渡していただくことになります。
  - (8) 募集住宅については、以前に他の方が入居していた住宅であり、家具などの置き跡、壁・天井・床の日焼け・色あせ・染み、畳やふすまの色違い等がありますので、御了承ください。  
ただし、京都市の基準に基づいて、玄関鍵の取り替え、最小限のクリーニング、ガス・水道・電気関連設備の点検のほか、破損の著しいものに限り修繕しています。
  - (9) 入居後の室内の物品の修繕は、すべて自己負担となっていますので、大切にお使いください。
  - (10) 市営住宅に入居できるのは、あらかじめ承認された方のみで、承認されていない方が入居したり、他人に一時的であっても、転貸することは、市営住宅条例違反となり、明渡しをしていただくことになります。  
また、世帯員に増減等の異動が生じたときは、必ず手続をしてください。
  - (11) 市営住宅には、有料駐車場を設置していない団地があり、また、駐車場が設置されている団地においても空き区画のない場合がありますので、自動車を所有されている方は、各自で責任を持って保管場所を確保してください。
  - (12) 市営住宅を明け渡すときには、部屋の状況について、検査を受けていただきます。入居者による破損・汚損、個人で原状変更した箇所について、検査の結果、修繕、その他の原状回復の必要が生じたときは、費用負担をしていただきます。
- (注) 光ファイバーを各戸まで引き込むことはできません。  
一部の団地では自治会等が許可を取り、マンションタイプ（VDSL方式等）で導入されているところもありますが、設置が不可能な団地もあります。各団地の状況についてお知りになりたい方は、事前にお問い合わせください。

## 14 入居後の家賃・収入申告



- (1) 入居後の家賃の決め方については、毎年9月初旬に提出していただく「収入申告書」により収入を認定し、翌年度の家賃を決めます。
- (2) 「収入申告書」の提出がなく、収入が認定できない場合は、近傍同種の住宅の家賃を負担していただることになります。

市営住宅の家賃は、入居者からの申告に基づく収入と、住宅の規模や立地条件、竣工時からの経過年数など、下記の計算式によって決定することになります。

### 市営住宅家賃の計算式

$$\text{家賃算定基礎額} \times \text{市町村立地係数} \times \text{規模係数} \times \text{経過年数係数} \times \text{利便性係数} = \text{家賃額}$$

①家賃算定基礎額…入居者及び同居者の収入に応じて、段階的に家賃負担の基礎額を設定したもので、国が毎年定めます。

②市町村立地係数…国が、市町村ごとに、地価の水準に基づき設定します。京都市では1.1となっています。

③規模係数……………住宅の床面積を65m<sup>2</sup>で割った値

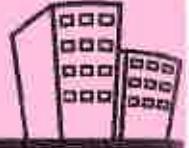
④経過年数係数………住宅ができてから経過した年数を基に、次の式によって求めた値

$$\begin{aligned} \text{☆木造} & [1 - (0.0051 \times \text{経過年数})] \\ & [1 - (0.0116 \times \text{平成16年の経過年数})] \quad \text{のいずれか低い方} \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{☆木造以外} & [1 - (0.0010 \times \text{経過年数})] \\ & [1 - (0.0044 \times \text{平成16年の経過年数})] \quad \text{のいずれか低い方} \end{aligned}$$

⑤利便性係数……………住宅設備などの住宅の利便に応じて0.5～1.3の範囲で設定します。

# 15 令和7年度の募集予定



## 1 募集日程

市営住宅の募集は、年4回（4・6・9・12月）行っています。

- |                  |                        |
|------------------|------------------------|
| (1) 令和7年6月入居者募集  | ・申込期間 令和7年6月上旬         |
|                  | ・入居予定期 令和7年8月下旬～9月上旬   |
| (2) 令和7年9月入居者募集  | ・申込期間 令和7年9月上旬         |
|                  | ・入居予定期 令和7年11月下旬～12月上旬 |
| (3) 令和7年12月入居者募集 | ・申込期間 令和7年12月上旬        |
|                  | ・入居予定期 令和8年3月下旬～4月上旬   |

※上記のほか、特定目的住宅の募集を行う予定です。

- 9月：ひとり親・障害者世帯・車いす専用住宅優先選考  
5・7・10・1月：犯罪被害者・DV被害者世帯優先選考

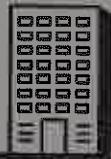
## 2 申込用紙の配布場所

申込用紙は、各募集月の上旬に、以下の場所にて配布します。

- ・区役所・支所の地域力推進室まちづくり推進担当
- ・市役所の庁舎案内所
- ・京都市住宅供給公社本社（上京区中町通丸太町下る駒之町561-10）
- ・京都市指定管理者株式会社東急ニミュニティー  
　向島・際日市営住宅指定管理者事務所（伏見区向島四ツ谷池14-1 向島5街区管理事務所）
- ・京（みやこ）安心すまいセンター（下京区梅塀町83-1 ひと・まち交流館 京都 地下1階）
- ・京都府建設交通部住宅課
- ・京都府住宅供給公社
- ・京都府指定管理者株式会社東急ニミュニティー  
　京都府営住宅管理センター（下京区五条通新町西入る西鋸屋町18番地トミタビル7階）  
　乙訓・南丹府営住宅管理センター（西京区桂南巽町128番地ヴァン・クレール3階）

申込用紙配布期間・申込期間・募集住宅の概要については、各募集月の1日付けの市民しんぶんに掲載する予定です。

# 16 抽選会場等の位置図



## ○抽選会場

京都市国際交流会館  
左京区粟田口鳥居町2-1



市バス 岡崎公園 美術館・平安神宮前下車 徒歩10分  
市バス 南禅寺・疏水記念館・動物園東門前下車 徒歩1分  
地下鉄 路上駅下車 徒歩8分

## ○中京郵便局

<申込書郵送先>

中京区三条通東洞院東入菱屋町30



## ○京都市住宅供給公社

業務課 公募担当（電話 223-2142）

業務時間 午前8時45分～午後5時30分

(正午から1時を除く。)

(土、日、祝日、年末年始のそれぞれ3日間は、休みです。)

上京区中町通丸太町下る駒之町561-10

市バス 河原町丸太町下車 徒歩3分

京阪電車 神宮丸太町駅下車 徒歩5分

※ 駐車場はありません。



## ☆デジタル申請のお知らせ

定期募集（4月、6月、9月、12月）についてオンラインでの入居申込みができます。  
「京都公営住宅ポータルサイト」\*からアクセスください。



※リンク先 <https://jutakukanri.city.kyoto.lg.jp> →

京都府・京都市の京都市内公営住宅情報を提供しています。

<主な内容> ・団地の配置図

- ・入居基準・収入基準など
- ・公営住宅の概要
- ・公募案内
- ・デジタル申請のリンク\*
- ・様式のダウンロード（入居等に関する書類のダウンロード）\*

\*公募期間中のみ利用できます。

## ☆随時公募のお知らせ

複数回公募しても応募がなかった2人以上のファミリー世帯向けの市営住宅の中から、入居の申し込みを随時お電話にて先着順で受け付けます。

詳しくは、下記問い合わせ、又は京都市住宅供給公社（以下「公社」という。）

ホームページ (<http://www.kyoto-jkoshsha.or.jp/shiei/index.html>) からご覧ください。

※公社ホームページは右記からもご覧いただけます→

◎入居申込用紙のダウンロード用データを  
公社ホームページに掲載しています。

### 問合せ先

京都市住宅供給公社 業務課 公募担当

電話 075-223-2142

業務時間 午前8時45分～午後5時30分

（正午から1時を除く。）

（土・日・祝日は休み）

この印刷物が不要になれば  
「雑がみ」として古紙回収等へ！

